令和2年11月17日 東京都地方独立行政法人評価委員会 公立大学分科会決定

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた評価方法について

- ・ 「東京都公立大学法人の業務実績評価方針及び評価方法」では、 別表1から3で、東京都公立大学法人による自己評価及び東京都 地方独立行政法人評価委員会による評価(以下「自己評価等」と いう。)の基準及び説明(以下「基準等」という。)を定めている が、当該基準等は目安を示したものであり、実績・成果の水準に 加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯・過程等を総合的に 勘案して自己評価等を実施することとしている。
- ・ そのため、新型コロナウイルス感染症の影響(外的要因)により、 予定していた事業を実施できなかった計画や令和3年度以降の 事業の取組内容に影響が及ぶことが見込まれる計画については、 当該計画の趣旨を踏まえた代替策等の実施状況を踏まえて自己 評価等を行う。
- ・ なお、令和3年度以降の事業の取組内容への新型コロナウイルス 感染症の影響の有無は、法人において事業ごとに判断する。
- ・ また、上記の取扱いを踏まえた自己評価等を適切に(遺漏なく、 分かりやすく)実施するため、法人は業務実績等の報告に当たり、 新型コロナウイルス感染症の影響の有無を計画ごとに表示する とともに、各大学・高専及び法人の業務への影響の概要を取りま とめて報告する。